

書評

清水望著『東欧革命と宗教』

(信山社、1997年、494頁)

瀧澤 信彦 (北九州市立大学)

(一) 本書のキーワードをなすものは、〈「変革」のキーワードとしての「宗教」(復権)〉である。

ロシアおよび東欧諸国において、国民の精神的生活に決定的な影響を与え、社会や文化の基層をなすものであった「宗教」は、社会主義体制の「変革」に大きな役割を果たし、また「体制」のイデオロギーの本質よりして、その「変革」のプロセスは「宗教」復権のプロセスとなり、「宗教」復権が「変革」を促し、「信教の自由」保障の確立は「変革」の根幹をなすものであった。

本書の総論部分(第一編)では、社会主義体制下の旧ソ連・ロシアおよび東欧諸国の「信教の自由」規定の類型性が検証され、かつ(宗教敵対的)体制下における「信教の自由」の保障状況が明らかにされるとともに、国と宗教の関係の実態および問題点が指摘される。

さらに、世界人権宣言、国際人権規約(B規約)、全欧安保協力会議(CSCE)のヘルシンキ宣言、および第三回ウィーン(再検討)会議の最終合意文書(「信教の自由」についてのきわめて充実した取り決めを含む「人権に関する取り決め」)などが、「人権の国際化」の潮流を形成し、これがゴルバチョフのペレストロイカ政策、とりわけ宗教・教会政策の画期的転換をもたらした「宗教のペレストロイカ」政策と結び付いて、旧ソ連・ロシアおよび東欧諸国における人権政策の転換、「宗教」復権、民主化・自由化の進展、「体制」変革、「宗教法」制定等を導くものとなった経緯が概観される。

各論部分(第二・三編)では、ポーランド、ハンガリー、チェコ・スロヴァキア、および旧ソ連・ロシア各国について、まず政治史と宗教史が不可分に絡み合い、かつ民族的・宗教的に複雑な、多元的状况を呈しながら展開されてき

た歴史が、「体制」変革、「宗教」復権、および「宗教法」制定の背景として一瞥される。

次いで、共産党政権の支配・統制のもとで、教会および信徒が歩んだ苦難の道、「体制」変革の経緯、革命の変革における宗教(教会)の影響力ないし役割、「宗教」の復権、「宗教法」制定の経緯、「宗教法」の内容、「宗教法」制定後の状況、実態、および問題点などが明らかにされる。

(二) これらの国々の「宗教法」(国により名称が異なるが、便宜上、本書にしたがい共通名称としてこれを用いる)は、宗教事情等の違いはあれ、「人権の国際化」の時代的要請のもとで、とりわけ「国際人権規約(B規約)」や「(CSCEの)第三回ウィーン会議の最終合意文書(人権に関する取り決め)」に依拠するものとして、ほぼ共通の構造的特徴を示し、国教分離の原則に基づいて信教の自由を包括的に保障し、かつ宗教団体(教会)の自律性を十分に保障するものとなっている。

「個人の権利」としての信教の自由については、良心の自由、信仰の自由、信仰告白の自由など「内心的領域の自由」、信仰告白・告白拒否の自由をはじめ宗教団体加入・脱退の自由、宗教活動への参加・不参加の自由など「宗教上の強制からの自由」ないし「宗教上の選択の自由」、宗教上の意見表明・宣伝・普及の自由など「外部的行為の自由」ないし「宗教実践の自由」、および「親の宗教教育権」などの保障がみられる。

「団体の権利」としての信教の自由については、「国家と教会の分離」の原則に依拠し、教会設立の自由、教会の諸活動(礼拝・典礼・祭祀・布教・教育・啓蒙・奉仕・慈善などのほか教会財政にかかわる活動など)や内部事項(組織・人事・教理・内部規律など)についての自律性の保障がみられる。

また、本書は、各国において、「宗教法」の制定——「宗教」の復権——が国家と教会の関係にいかなる変化をもたらしたかについて、宗教教育、教会活動、エキュメニカル運動などの実態の詳細な検討を通じて明らかにしている。

(三) 各国の「宗教法」が、長く〈宗教敵対的〉体制のもとにあった教会と国民(その多数もしくは圧倒的多数がキリスト教徒)の切実な要求を反映するものであったことは当然といえる。したがって、それらの「宗教法」は、〈宗教友

好的)態度を示すものであったが、いかなる宗教を信ずる者にも、そして無信仰者・無神論者にも平等の権利を保障し、また、宗教・宗派の同権を認め、たとえば、カトリック教会の信者が国民の圧倒的多数(95パーセントともいわれる)を占めるポーランドの「宗教法」が、その他(少数派)の教会にもひとしく宗教活動についての自律権を認めているなど、「国家の宗教的中立性」原則をふまえるものとなっており、本書がいうように、「本来的な意味」での国教分離の原則に立脚するものといえる。

また、ハンガリーとロシアの「宗教法」が、「信教の自由」を「生来の」、「天赋不可譲の」権利とし、またポーランドおよび旧ソ連の「宗教法」とともに、宗教上の確信(または道徳上の原理)にもとづく良心的軍務拒否を、代替役務を行なうことを条件に、容認していることも注目される。

(四)ポーランドにおける「体制」変革のキーワードとしての「宗教」は、まさしく、ローマ・カトリック教会であったといえる。本書によれば、「絶対的価値」ないし「究極的真理」の、そして道徳の担い手として「高い社会的、精神的威信」を保持し、教育・文化の発展に寄与してきたカトリック教会は、共産主義政権の厳しい弾圧のもとで、とりわけ80年代、国民の権利の擁護者として国民の支持・信頼を集め、社会的、政治的生活領域において大きな影響力を示した。「連帯」運動が、カトリック教会の支援をうけつつ展開されたことはよく知られている。そして、ポーランドは、同教会の主導のもとで「宗教法」(「良心および信仰告白の自由の保障に関する法律」[1989])を、他の社会主義諸国に先駆けて制定することとなったのである。

しかしながら、そのカトリック教会が、「宗教」復権により国家と教会の境界線が曖昧になるなかで、その影響力を拡大しようとしたとき、高い「壁」となったのは、良心・信教の自由や国家と教会の分離を求めてきたポーランド国民(大多数がカトリック教徒)であった。本書によれば、「イデオロギー」国家のなかで自らの宗教信仰に生きつづけるための闘いを経験し、個人の良心に国の影響力が及ぶことに対していちじるしい警戒心をいだくポーランド国民は、いかなる宗教であれ国家的性格を付与されるべきではないと考えており、したがってまたカトリックの国教化にも反対の立場をとっているということである。

「連帯」とカトリック教会とが、「開かれた社会」へのドアを開く先駆的役割を果たしたのも、本書の示唆するように、キリスト教的精神生活を維持し、守りつづけたポーランド国民の支えがあつてのことであつたといえよう。

(五) いずれの国においても、宗教教育は、「体制」変革の根幹をなすものの一つとして重視され、公立学校での宗教教育が復活した。国際人権規約（B規約）[18条4項]の「自己の信念」に従い「子供の宗教的教育を確保する」親の権利の保障が、各国の「宗教法」に導入され、教育法により自由選択の原則にもとづく宗教教育の実施が公立学校に義務づけられた。それは、旧体制下において「社会主義」教育が教育の退廃を招き、親が「社会主義」精神をもって子供を教育することを義務づけられていたということからであつた。

また、本書によれば、子供の宗教教育についての親の権利は、旧体制のもとで個人の宗教的活動——家庭内での宗教上の儀式でさえ——も、いちじるしく制約されていたことから、「宗教を私的に表明する自由」としても重要な意味をもつものであつた。

公立学校における宗教教育は、国家と教会の「協働」によって実施されるのが一般的である。その点で、とくに注目されるのは、ハンガリーにみられる「国教分離」の原則のもとでの「協働」のありかたである。ハンガリーでは、宗教教育は公立学校の正規のカリキュラムの一部を構成するものではなく、かつその活動の構成部分でもないとの前提にたつて、宗教教育は教会の任務とされ、教育内容の決定、教師の任命、その他すべてが教会の責任で行なわれ、宗教教師の給与は教会から支払われる（そのために国の支援をうけることができるが）。公立学校は、いかなる世界観または宗教を学ぶことも義務づけることはできないが、同時に、自由意思により宗教教育をうけることを希望する者にはその機会を与えなければならず、そのばあい宗教教育は教会の任務として、その責任において実施され、宗教教師の給与は教会が支払うというたてまえになっているのである。

ハンガリーの公立学校での宗教教育にみられる国家と教会の「協働」のかたち、〈宗教友好的〉な国教分離の原則が具現されているといえよう。

(六) マルクス・レーニン主義に基づく革命を志向する共産主義政権のもとで、

教会や信者が迫害・強制にさらされつづけたことよりすれば、旧ソ連の「宗教法」（「良心の自由および宗教組織に関する法律」〔1990〕）およびロシアの「宗教法」（「信仰告白の自由に関する法律」〔1990〕）が、宗教上の確信を表明する権利を認め、宗教団体の活動への国の介入・干渉を禁止するとともに、無神論的組織の国からの分離を宣明したのも当然のことであった。

とくに、ロシアの「宗教法」は、国家とイデオロギー、とりわけ無神論との分離を徹底させようとしている点で注目される。同法は、無神論的な確信の研究・普及を目的とする社会団体は国家から分離されるとし、こうした団体に「物質的またはイデオロギー的支援」を行ない、「国家的機能」を遂行させることを国に禁じている。この趣旨は、ロシア連邦憲法（1993年12月改正）に、思想、宗教を含むイデオロギーの国定化の禁止というかたちで明記されることとなり、本書の指摘するように、「マルクス・レーニン主義の呪縛」からの解放をもたらすものとなったといえよう。

（七）ロシアおよび東欧諸国において、国民の知的・精神的な生活は、過去長きにわたりキリスト教の影響下にあり、その政治文化は、根底において、キリスト教的土壌に培われてきた。こうした国々において、旧体制下、「反宗教的宣伝」活動が国の支持のもとで推進され、宗教上の活動が教会堂の四面の壁の内側に、そして個々の家庭内に閉じ込められ、しかもそのような限られた空間での宗教的営みについてさえも妨害・制限が加えられたことは、著者によれば、「人間の本性に悖る」ものであったといわざるをえない。宗教信仰ないし宗教的確信を表明する行為の禁止・抑止は、魂の呼吸を止められるにひとしい、ということである。信教の自由を認めず、マルクス・レーニン主義に基づく社会主義社会の実現をめざしたことは、著者のいうように、まさに「バベルの塔」を築く試みにひとしいものであったことは、歴史の示すところである。

著者は、体制「変革」の最も重要な要因の一つとして「宗教」に注目し、これを「変革」のキーワードとして位置づけた。社会主義体制の「変革」が「教会なくして考えられない」という見方にたつ。「人間の尊厳と自由の精神的核」をなす「宗教」が、同時に「文化的かつ民族的な触媒手段」として、平和裡に全体主義体制を崩壊させ、民主主義、自由主義、法治主義の方向に整然と

移行させることに貢献したということに注目し、高く評価する。

本書に引用されているチェコの大統領ハヴェル — 著者によれば「政治家というより苦難を乗り越えた信仰者」である — のつぎの言葉には、それぞれの国において民主化・自由化を勝ちとった人びとの精神的支柱であったものが、そして体制「変革」にさいしての「宗教」の役割の解明という本書執筆の動機の根底にある著者の思想的関心事が示唆されているように思われる。「人間の権威よりも尊厳な権威、この世の秩序よりも尊厳な秩序に対する信仰こそ、あらゆる宗教の特質である」。